

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部改正

について

このことについて、愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成24年12月20日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県立御津高等学校及び同尾北高等学校の国際教養に関する学科のグループに係る規定の整備等を行うため、所要の改正をする必要があるからである。

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部改正

の概要

- 1 愛知県立御津高等学校及び同尾北高等学校の国際教養に関する学科のグループに係る規定の整備を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

案

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則（昭和四十七年愛知県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「厚生」を「看護」に改め、「外国語に関する学科」を削る。

別表第四厚生に関する学科の項中「厚生」を「看護」に改め、同表中外国語に関する学科の項を削り、国際教養に関する学科の項を次のように改める。

| | | |
|------------|------------|--------------------------|
| 国際教養に関する学科 | 愛知県立御津高等学校 | 愛知県立千種高等学校 愛知県立尾北高等学校 |
|------------|------------|--------------------------|

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則

新

(通学区域)

第二条 略

2 高等学校の全日制課程農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、美術に関する学科、音楽に関する学科、体育に関する学科、国際教養に関する学科及び総合学科並びに定時制課程の学区は、県内全域とする。

(群及びグループ)

第三条 高等学校の全日制課程普通科について別表第三の群及びグループを、全日制課程普通科以外の学科について別表第四のグループを編成する。

別表第四(第三条関係)

新

| | | |
|--------------------------|------------|------------|
| 学科 | Aグループ | Bグループ |
| 農業に関する学科の項から家庭に関する学科の項まで | | 略 |
| 看護に関する学科 | 略 | |
| 福祉に関する学科の項 | 略 | |
| 美術に関する学科の項から体育に関する学科の項まで | 略 | |
| 国際教養に関する学科 | 愛知県立御津高等学校 | 愛知県立千種高等学校 |
| | | 愛知県立尾北高等学校 |
| 総合学科の項 | 略 | |

旧

(通学区域)

第二条 略

2 高等学校の全日制課程農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、厚生に関する学科、福祉に関する学科、外国語に関する学科、美術に関する学科、音楽に関する学科、体育に関する学科、国際教養に関する学科及び総合学科並びに定時制課程の学区は、県内全域とする。

第三条 高等学校の全日制課程普通科以外の学科について別表第四のグループを編成する。

別表第四(第三条関係)

旧

| | | |
|------------|------------|------------|
| 学科 | Aグループ | Bグループ |
| 同上 | | |
| 厚生に関する学科 | 略 | |
| 同上 | | |
| 外国語に関する学科 | 愛知県立御津高等学校 | 愛知県立尾北高等学校 |
| 同上 | | |
| 国際教養に関する学科 | | 愛知県立千種高等学校 |
| 同上 | | |